

○財務省告示第二百二十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十二年六月二十五日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年七月六日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法
利付国庫債券（十年）（第二百七十六回、第二百七十七回、第二百七十八回、第二百七十九回、第二百八十回、第二百八十一回、第二百八十二回、第二百八十三回、第二百八十四回、第二百八十五回、第二百八十六回、第二百八十七回、第二百八十八回、第二百八十九回、第二百九十回、第二百九十一回、第二百九十二回、第二百九十三回、第二百九十四回、第二百九十五回、第二百九十六回、第二百九十七回、第二百九十八回、第二百九十九回、第三百回）及び利付国庫債券（二十年）（第五十五回、第五十六回、第五十七回、第五十八回、第五十九回、第六十回、第六十一回、第六十二回、第六十三回、第六十四回、第六十五回、第六十六回、第六十七回、第六十八回、第六十九回、第七十回、第七十一回、第七十二回、第七十三回、第七十四回、第七十五回、第七十六回、第七十七回、第七十八回、第七十九回、第八十回、第八十一回、第八十二回、第八十三回、第八十四回、第八十五回、第八十六回、第八十七回、第八十八回、第八十九回、第九十回、第九十一回、第九十二回、第九十三回、第九十四回、第九十五回、第九十六回、第九十七回、第九十八回、第九十九回、第一百回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次

（利付） （第十回） （二年） （百九十九） （国庫債券）	（利付） （第十回） （二年） （百九十一） （国庫債券）	（利付） （第十回） （二年） （百八十五） （国庫債券）	（利付） （第十回） （二年） （百八十四） （国庫債券）	（利付） （第十回） （二年） （百七十八） （国庫債券）	（利付） （第十回） （二年） （百七十七） （国庫債券）	（利付） （第十回） （二年） （百七十六） （国庫債券）	名称及び記号
一・三%	一・三%	一・七%	一・七%	一・八%	一・六%	一・六%	利率（年）
平成三年三月二十一日	平成三年三月二十日	平成三年二月二十九日	平成三年二月二十八日	平成三年二月二十八日	平成三年二月二十八日	平成三年二月二十七日	償還期限
二億円	百二十一億円	千四十四億円	九百三十八億円	五十億円	四十二億円	百五十七億円	（発行額） （額面金額）

（別表）

十八	元利金支	日本銀行
十九	払場所 入札参加	財務大臣から通知を受けた者
二十	払込期日	平成二十二年六月二十五日

（（利 第二付 八十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 七）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 八）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 七）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 二）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 回）債 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 九）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 五）債 回 券 ）
二 ・ 〇 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	一 ・ 九 %	〇 ・ 八 %	一 ・ 四 %	一 ・ 七 %	二 ・ 〇 %
日年平 九成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十六	日年平 三成 月三 二十六	日年平 六成 月三 二十五	十年平 日十成 二三 月十 二四	十年平 日十成 二三 月十 二四	一年平 日三成 月三 二十四
円二 百 四 十 億	五 十 億 円	三 十 八 億 円	六 億 円	百 億 円	七 億 円	円百 三 十 三 億	六 十 一 億 円